

平成28年第4回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成28年11月25日 開会

平成28年11月25日 閉会

奈井江町議会

平成28年第4回奈井江町議会臨時会

平成28年11月25日（金曜日）
午前10時00分開会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 特別報告
- 第 4 議案第1号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第2号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第8号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第3号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）
- 第 8 議案第4号 平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第5号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第6号 平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第7号 平成28年度奈井江町老人総合保険施設事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（9人）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	北	良	治
副	町	長	相	澤 公
教	育	長	萬	博 文
会	計	管	籾	田 茂 美
理	者		篠	井 直 樹
ふ	る	さ	と	振 興 参 事
確	井	直	樹	
健	康	ふ	れ	あ
い	参	事	小	澤 敏 博

まちづくり課長	馬場和浩
くらしと財務課長	小澤克則
おもいやり課長	松本正志
ふるさと商工課長	横山誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
ふるさと農政課長	辻脇泰弘
まちなみ課長	大津一由
やすらぎの家施設長	表久義
町立国保病院事務長	杉野和博
教育次長	山崎静
代表監査委員	中野浩二

○欠席した者の氏名（0名）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	岩口茂
議会庶務係長	東藤美妃代

(10時00分)

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第4回臨時会出席、ご苦労さまでございます。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、平成28年奈井江町議会第4回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番大関議員、8番大矢議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 特別行政報告・質疑

(10時01分)

●議長

日程第3、特別行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第4回臨時会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、ないえ温泉施設に関する、特別行政報告を申し上げたいと思います。

ないえ温泉施設については、「株式会社 新ないえ温泉」の経営悪化によりまして、平成28年9月26日から営業を休止し、翌9月27日には、同社の破産手続きが開始されたところであります。

会社側とは、稲垣社長からの申し出によりまして、9月23日に役場にて面談し、その際に、「週明けに施設の休館を考えている。」との意向を聞いたところであります。

この折には、使用貸借契約の残り期間の経営継続を、町の基本スタンスとして申し入れたところでありますが、残念ながら破産手続開始の状況に陥ったところでございます。

これを受けて、町では、破産管財人との債権・債務処理や施設の引渡しについて、適正な法的対応を図るため、同日付で、町村会顧問弁護士であります、佐々木総合法律事務所との委任契約を結ぶ方針に立ち、補正予算第7号の専決処分をさせて頂いたところでございます。

また、住民に対しては、9月30日付の回覧文書にて、休業に至る経過、町の福祉入浴券、会社発行の回数券、さらには、福祉バスの運行などについて、その取り扱いの周知を行って参りました。

現在、破産管財人が、施設を占有管理する中、会社所有物件の整理や、各種届出、営業に係る契約手続きの処理などを進めておりますが、町に対しては、施設所有者として、建物への立ち入りを可能とし、閉鎖中の施設の保全方法について、適宜話し合いを行っておりますが、この施設の保全について、管理を続けるための電気契約関係、さらには降雪期を迎え、配管等の凍結防止や浄化槽の管理、雪害等について、早急に対応する必要が生じたところでございます。

これらの管理業務の責任について、町と破産管財人のどちらかが担うべきか、弁護士を通じて協議をしておりますが、緊急性と、より適正な対処が必要であると考慮致しまして、当面、町が実施する方針に立ち、その経費についても、補正予算第8号と致しまして、10月11日付で、専決処分をさせて頂いたところでございます。

札幌地方裁判所からの「破産手続開始通知書」では、債権者向けの「財産状況報告集会、あるいは破産手続廃止に関する意見聴取のための集会」を12月27日に実施する旨が示されておりました。現在、破産管財人とは、町の債権・債務を確定させる協議を進めております。

破産管財人からの10月18日付文書では、「破産管財人が負っている原状回復義務について、その対応可能な部分の完了を持って、使用貸借契約終了の合意を締結したい。」との意向が示されております。

この契約の終了により、施設の引き渡しが行われます。

このように、破産手続廃止等の決定には、まだ若干の時間を要する見込みですが、今後の温泉施設の在り方について、住民の意向として、昨年9月に取りまとめた「公共施設総合管理計画」のアンケートにおいて、7割の方が、温泉施設の継続的な設置を要望されております。

この意向を踏まえた時、施設の再開を前提に検討が必要と考えております。

しかしながら、昨年実施致しました、温泉の経営診断にも記述がありますが、建設後26年が経過致しまして、特に、浴場やボイラー設備などの傷みが激しく、仮に再開するとした場合にも、ある程度、大掛かりな施設や設備の改修を想定しなければならない状況にあります。

こうしたことから、今後の破産手続きの状況を確認しながら、まずは、新たな運営方法、さらには施設の改修や財源など、経営を再開するとした場合の課題を整理した上で、可能であれば、第4回定例会までに、具体的な今後の方針について、議会にもお示しをし、ご議論を賜りたいと考えておりますので、今回の補正予算、専決処分を含め、ご理解を頂くよう、お願いを申し上げます。

以上、特別行政報告と致します。

●議長

報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。

8番大矢議員。

●8番

今ほど、説明がありました。

十分理解しているところでございますけれども、第4回定例会までには基本的な方針を説明するというところでございますけれども、日にちが大変短い中で、どのように進められるのかちょっと分からないんですけれども、だいぶ中の傷みも激しいということでございますし、聞くところによりますと、源泉からパイプラインでだいぶ長く引いてございます。

これらについても、昔はかなり硫黄の匂いもして大変良かったんですけども、最近は、匂いもしない、源泉が着実にこっちに来ているのかという、そういう心配の声も聞かれるんですけれども、配管を直してからかなり経っていると思うんですね。

その辺のチェックもされないと、実際にやったわいいけれども、水は、殆ど性質が変わっちゃったよということでは困ると思うんですけれども、そういうのも確実にチェックして頂けるのか、それにしては、ちょっと4定までというのは、かなり短い期間でありますので、その辺、もうちょっと、これからの手順について詳しく説明を頂きたいと思っております。

●議長

町長。

●町長

今、大矢議員の質問でございますが、第4回定例会までと申し述べましたが、同時に今、原状回復のために、どんなことをしなければならないか、今、お話がございましたように、源泉が、泉質が良いということが何よりも特徴でございますから、そういうのを消さないように、どういうふうにしたらいいかということも含めながら、今、検討、短い時間ではありますが、そんなに長く掛からないと思いますから、そういう面では、きちっとしたことが、期待に応えられるんじゃないかと。

ただ、濾過しなければいけないということもございますから、濾過で薄まることが考えられるわけでございますから、そういう点もご理解頂かなければいけないだろうと思いますが、いずれに致しましても、短い時間ではありますが、一生懸命努力して参りたいと思うところでございますし、また、変更があれば、第4回定例会では条例等が作り上げますが、第3回定例会といいますか、当初議会では、予算を示したい、こういうふうに思っておりますので、それまでには、きちっとできるんでないかと、こういうふうにご理解のほどをお願い申し上げたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

8番大矢議員。

●8番

今ほど3回と言われましたけれども、来年度の第1回定例会の間違いですか。

●町長

第1回定例会です。

●8番

先ほど町長、7割の方が是非とも残して欲しいという話があったかと思えます。

今も、温泉だけでも再開してくれないかという声もあります。

ただ、やはり古い施設ですから、予算との絡みなんですよ。

大変人口も減っている、高齢化もしているという中で、本当にそれだけ町が財政をもってやれるのかというのは、心配するところなんですけれども、予算規模と、町民に聞いた時には、残して欲しいというのは現実だと思うんです。

ただ、どれだけの予算を掛けれるのかという問題が出てくるかと思えますので、その辺は十分検討して頂きたいと思えます。

●議長

町長。

●町長

もちろん、議会と十分相談したいと思いますし、更には、奈井江の顔だと、こういうふうに思っておりますから、そういう意味では、ただ、めちゃくちゃに予算掛かるのに、どうだ、有利な資金を適用しながら、是非やりたいと、思っておりますので、ご理解、ご協力のほどをお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

6番森岡議員。

●6番

今、温泉の今後について、町長の方から色々ご報告、現状の説明を含めて頂きました。

それで、大矢副議長の方からも今、予算、今後の掛かる経費、今、色々調べている最中だということでもありますけれども、まず、大局的なことで1点、町長の考えの中には、施設を、どういうふうな形であれ、再開をしたい、閉鎖ということは念頭にないということということで、まず理解をしていいのかということとですね、今後の進めによって、結構、今聞くと12月の議会っていったらもう2、3週間後、新年度といっても、もうあつという間に3月ですから、町長が考える再開の時期というのはいつ頃を念頭にしているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

新年度予算で、審議頂きますが、再開にむけ予算化をしていきたいとこういうふうに思いますが、ただ、経過を含めて、改修改善をしなければいけませんので、おそらく、10月末か11月ぐらいまで、なるんでないかと、こんな思いを致しているところでございますが、いずれに致しましても皆さん方の論議の中で十分論議して頂きながら、具体的に執行していきたいと思っておりますし、また、色々な過疎債をはじめとして、有利な資金を使いたいと考えておりますので、出来るだけご協力のほどをお願い申し上げます次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

森岡議員。

●森岡議員

その件に関しては理解したいと思っておりますけれども、一番最初の大局的な質問の中で、

今後についても閉鎖ということは、選択肢ではないというようなことでよろしいんですかという質問をさせて頂いたんですけど、その通りでいいんですね。

●議長
町長。

●町長
再開の意思でいいと思います。
まず、議会に提案致しまして、議員の皆さん方と十分議論をしながら、方向性を決めていきたい、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

●議長
よろしいですか。

●森岡議員
はい。

●議長
それでは質疑を終了致します。

日程第4 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時15分)

●議長
日程第4、議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長
第4回臨時会の出席、大変お疲れさまでございます。
それでは私の方から、専決処分の議案について説明をさせていただきますので、議案書1頁をご覧ください。
議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」
地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。
1、専決事項、平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）であります。

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,579万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2、専決処分の年月日であります。平成28年9月27日であります。

平成28年11月25日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入であります。

18款繰入金32万4千円を追加し3億3,561万4千円、歳入合計が32万4千円を追加し49億6,579万円とするものであります。

歳出は、7款商工費において32万4千円を追加し9,616万5千円、歳出合計32万4千円を追加し49億6,579万円であります。

それでは、補正の内容について説明を致しますが、補正予算第7号につきましては、今ほど、行政報告をさせて頂いたことに尽きるんでございますが、温泉施設の使用貸借契約を締結しておりました「株式会社 新ないえ温泉」の破産手続き開始に伴い、北海道町村会の顧問弁護士との委任契約に関わる着手金等々について、9月27日付で専決処分による追加計上を行ったものでございます。

3頁の下段をご覧を頂きたいと思いますが、7款1項3目観光費の観光振興に要する経費において、弁護士事務所への委託金32万4千円を追加計上してございます。

なお、その財源につきましては、上段の歳入において、財政調整基金からの繰入を同額予算追加計上してございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第5、議案第2号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の4頁をお開き下さい。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1つ目の専決事項であります。平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)であります。

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,731万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2と致しまして、専決処分の年月日ではありますが、平成28年10月11日であります。

平成28年11月25日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金152万円を追加し3億3,713万4千円、歳入合計152万円を追加し49億6,731万円です。

歳出におきましては、7款商工費152万円を追加し9,768万5千円、歳出合計

152万円を追加し49億6,731万円でございます。

予算の第8号につきましては、新しいえ温泉の休業に伴い、温泉施設、農業構造改善センターの維持、保全を図るために必要な費用について専決処分を行ったものでございます。

それでは、補正の内容につきまして説明を申し上げますので、7頁をご覧ください。

7款1項3目の観光費では、観光振興に要する経費において、温泉施設の樹木、窓ガラス等の防雪対策に必要な資材の消耗品20万円、休館後の電気契約継続に伴う電気料としての20万円、役務費では電話料金、浄化槽汚泥汲み取り手数料合わせて23万7千円、委託料においてはボイラー給水給湯配管等の水抜き、それから電気工作物の保安管理業務など88万3千円を追加計上してございます。

なお、その財源につきましては、6頁の歳入予算、財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図ってございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

●議長

日程第6、議案第8号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の35頁をお開き下さい。

議案第8号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月25日提出、奈井江町長。

平成28年人事院勧告による、国家公務員の官民格差等に基づく給与制度の改正が行われますことから、同様の給料表や支給手当額の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございまして、概要について担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

改めまして、第4回臨時会出席、お疲れさまでございます。

議案第8号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明させていただきます。

議会資料1をご覧ください。

始めに給料について申し上げますが、2頁から26頁に渡りまして、各給料表の新旧対照表をお配りしているところでございます。

若年層におきましては1,500円、以下、段階的な改定と致しまして、高齢層につきましては400円を引き上げ、平均改定率では0.2%となる改正を行うものでございます。

公布の日から施行しまして、平成28年4月1日から適用するものでございます。

次に、勤勉手当についてご説明致しますので、議会資料の31頁、資料2をご覧ください。

一般職につきましては0.1カ月分、再任用職員につきましては0.05カ月分を増額する改正であります。その支給方法につきましては、平成28年度支給分につきまして、12月期の支給月数を引き上げ、1回で支給を行うものと致しまして、平成29年度以降につきましては、6月期と12月期の2回に分けて支給するものとするもので

ございます。

続きまして、扶養手当につきましてご説明申し上げますので、同資料2の中段をご覧くださいと思います。

扶養手当では、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化を踏まえまして、2ヵ年で段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額するものでございます。

また「子」に係る手当額を10,000円に引き上げ、下段の表になりますが、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額につきまして、「子」に係る手当額を10,000円に、父母等につきましては6,500円と、扶養親族別に額の整合を図る改正とするものでございます。

なお、町長をはじめ、副町長、教育長の、特別職の給与に関する条例等の一部改正は行なわないものでございます。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させて頂きました。

よろしく、ご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第7、議案第3号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の8頁をお開き下さい。

議案第3号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）」

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,151万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金420万3千円を追加し3億4,133万7千円、歳入合計420万3千円を追加し49億7,151万3千円であります。

歳出、3款民生費31万円を追加し9億5,225万円、8款土木費4万1千円を追加し6億3,143万6千円、12款職員費385万2千円を追加し7億5,155万4千円、歳出合計420万3千円を追加し49億7,151万3千円であります。

今回の補正につきましては、後ほど提案をします特別会計及び企業会計の補正予算を含めまして、今ほど条例の可決を頂きました平成28年人事院勧告に伴う給料等の予算補正であります。

それでは、補正予算の内容について説明を致しますので、11頁をお開き下さい。

民生費、社会福祉費の高齢者対策費では、介護保険関連サービス事業等3事業の給料等の精査により31万円を追加計上。

13頁をご覧ください。

土木費、都市計画費の下水道費では、下水道事業会計繰出金の見込み精査により4万1千円を追加計上するものでございます。

職員費の職員給与費では、給料等の精査によりまして385万2千円を追加計上致しております。

なお、この財源につきましては、10頁の歳入予算におけます、財政調整基金繰入金でございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第8、議案第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)」
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の16頁をお開き下さい。

議案第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)」

平成28年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,960万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

3款繰入金4万1千円を追加し2億5,787万8千円、歳入合計4万1千円を追加し4億7,960万4千円です。

歳出、1款下水道費4万1千円を追加し8,482万円、歳出合計4万1千円を追加し4億7,960万4千円であります。

今回の補正の内容につきましては、今ほどの一般会計と同様、人事院勧告による人件費の精査であります。

それでは補正の内容につきまして、説明を致しますので、20頁をお開き下さい。

下水道費、下水道整備費の下水道建設費では、給料等の精査により3万7千円を追加計上。

下水道維持費では、同じく給料等の精査により4千円を追加計上しております。

21頁をお開き下さい。

公債費においては、財源の振り替えを行っております。

なお、この財源につきましては、19頁の最終予算におけます一般会計からの繰入金となっております。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時36分)

●議長

日程第9、議案第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の23頁をお開き下さい。

議案第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)」

総則、第1条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入には、補正はございません。

支出であります。

第1款、病院事業費用760万2千円を追加し11億6,573万8千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費322万3千円を追加し5億5,045万7千円とするものでございます。

平成28年11月25日提出、奈井江町長。

本補正につきましても、今ほどと同様、人事院勧告による人件費の精査に加えて、一部修繕費の追加を行うものとなっております。

それでは、補正予算の内容について、収益的支出により説明を致しますので25頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の1目給与費では318万3千円、3目経費では、サービス付高齢者向け住宅の整備に伴う雑排水管洗浄等で437万9千円を追加計上しております。

医業外費用の給与費では、4万円を追加計上。

以上の結果、単年度実質収支では6,354万7千円の赤字となりますが、繰越実質収支では1億3,523万円の黒字を見込んでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第10、議案第6号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の27頁をお開き下さい。

議案第6号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」

総則、第1条、平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正第2条、平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入については、補正はございません。

支出については、第1款、介護老健事業費用で80万4千円を追加し2億3,591万5千円です。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ですが、第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費76万1千円を追加し1億2,105万1千円であります。

平成28年11月25日提出、奈井江町長。

本補正につきましても、今ほど同様、人事院勧告による人件費の精査であります。

それでは、補正予算の内容につきまして、収益的支出により説明を致しますので、29頁をお開き下さい。

介護老健事業費用、営業費用の給与費では76万1千円、経費では4万3千円をそれぞれ追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では450万6千円の赤字となりますが、繰越実質収支では610万8千円の黒字を見込んでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時42分)

●議長

日程第11、議案第7号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の31頁をお開き下さい。

議案第7号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正第2条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はございません。

支出であります。第1款、介護老福事業費用142万8千円を追加し3億7,898万3千円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費131万7千円を追加し1億6,787万8千円であります。

平成28年11月25日提出、奈井江町長。

只今の補正につきましても、今までと同様、人事院勧告による人件費の精査であります。

それでは補正予算の内容について、収益的支出を説明致しますので、33頁をお開き下さい。

介護老福事業費用、事業費用の給与費では131万7千円、経費で11万1千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では221万1千円の赤字となりますが、繰越実質収支では3,406万3千円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成28年奈井江町議会第4回臨時会を閉会します。

大変、ご苦労さまでした。